

議案第 43 号

市長及び副市長の給料の特例に関する条例案

市長及び副市長の給料の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 17 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の特例)

第1条 令和3年4月1日から令和3年5月31日までの間においては、特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例(昭和48年桐生市条例第33号。以下「特別職給与条例」という。)第3条の規定にかかわらず、市長の給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を、副市長の給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 次に掲げる手当の額の算出の基礎となる給料月額については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 特別職給与条例第4条第2項に規定する期末手当の額
- (2) 市長等の退職手当に関する条例(昭和46年桐生市条例第25号)第3条第1項に規定する退職手当の額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

議 案 説 明

議案第 43 号 市長及び副市長の給料の特例に関する条例案

年末からの度重なる職員の不祥事を市行政の責任者として重く受け止め、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までの間、特例として、市長については給料月額を 100 分の 30、副市長については給料月額を 100 分の 10 減額するものです。